

随意契約適正化の取組指針

平成19年3月20日決定

平成20年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

入札・契約制度の改善のひとつとして、随意契約を「競争入札になぜできないのか」、「真に随意契約の要件に該当するのか」等の視点で見直しを行った。その結果、随意契約に係る取組みを以下のとおり行うこととしたので、現在まで取り組んできた措置等も含め、情報の公表等により、一層の透明性・公正性に努めるものとする。

I 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

1 県の支出の原因となる競争入札による契約締結と同様に随意契約（予定価格が、千葉県財務規則第115条の規定の金額を超えない少額随意契約を除く。）を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 物品・委託等の契約名称又は品名等(工事に係る調査又は設計業務等を含む。)、
工事の契約名称及び場所

(2) 契約を締結した日

(3) 契約の相手方の商号又は名称

(4) 契約金額

(5) 予定価格

(6) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。）

(7) 支出科目コード

(8) 地方自治法施行令根拠条項

(9) 随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載すること。また、
企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載すること。）

(10) その他必要と認められる措置等

※1 公表は、物品・委託等「別紙様式1」と工事「別紙様式2」により行うものとする。

※2 契約の相手方等、不開示情報や個人情報については留意すること。

2 公表は、ちば電子調達システムの入札情報サービスに入力し公表することとする。
また、公表については契約を締結後速やかに行うものとする。
なお、各所属に閲覧用として、各様式を備えるものとする。

3 公表は、翌会計年度終了までの期間とする。

4 公表は、平成19年4月1日以降に締結する契約から公表を実施する。

Ⅱ 検査及び指導の強化

1 指導の強化

(1) 担当職員研修会の充実

各所属における契約事務担当職員について、研修を行うものとする。

(2) 決裁体制の強化

随意契約を行う場合は、随意契約によることとした理由等について、随意契約の見直し方針並びに見直し基準(注1)に即し内容をより厳密に精査し、各所属で決裁体制の強化に努めるものとする。

(3) 随意契約の見直しの拡充

各所属において、随意契約の見直しを継続的に行うとともに、連絡会議(注2)において、引き続き、一層の随意契約の見直しの拡充に努めるものとする。

注1 随意契約の見直し方針並びに見直し基準とは、18年度に随意契約の見直しを実施するにあたり示したものである。

注2 連絡会議とは、千葉県随意契約見直しに関する連絡会議である。

2 検査の充実

会計検査は、予算の執行及び会計事務の適正を期すために行うものであるが、平成19年度から随意契約の適正化についてを重点事項とし、従来からの法令及び財務規則に加え、平成18年度に決定した随意契約の見直し方針並びに見直し基準に基づき、随意契約の根拠条項の適否、理由の妥当性及び見直し計画による競争性のある契約への移行状況等についても併せて検査を行うものとする。

Ⅲ 契約に関する統計調査

毎年度、次に掲げる統計を作成するものとする。

1 統計調査の対象期間

毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

2 統計調査の対象となる契約

県の支出の原因となる契約(予定価格が、千葉県財務規則第115条の規定の金額を超えない少額随意契約を除く。)

3 統計調査の種類

(1) 契約金額及び件数に関する統計調査

全体の統計として、契約方法等(一般競争入札、指名競争入札及び随意契約)、に区分して、件数及び金額を記載する。

また、記載は別紙様式3により行うものとする。

なお、一般競争入札及び指名競争入札については、その入札内容を別紙様式4により記載するものとする。

ただし、平成23年度以降の契約については、ちば電子調達システムの入札情報サービスのデータによるものとする。

(2) 随意契約に関する統計調査

随意契約の内訳についての統計として、「I 契約に係る情報の公表」によるものとする。

ただし、平成23年度以降の契約については、ちば電子調達システムの入札情報サービスのデータによるものとする。

4 契約に関する統計調査は、平成19年度に契約を締結するものから実施するものとする。

なお、別紙様式4については、平成20年度に契約を締結するものから実施するものとする。